

住居表示の実施に伴う

会社等の変更登記の手引き

上 越 市

目 次

1	まえがき	1
2	このような場合に手続が必要です	1
3	会社等変更登記の期間（いつまでに）	1
4	登録免許税	1
5	本店等の所在地の表示が変更になった場合	1
6	支店等の所在地の表示が変更になった場合	3
7	代表者の住所の変更は	4
8	法人所有の不動産等の名義人住所の変更は	5
9	申請書記載にあたってのお願い	6
10	登記申請書の記載例	7～12

1 まえがき

「住居表示に関する法律」に基づく住居表示が実施されますと、その区域内の会社（法人）の本店（主たる事務所）や支店（従たる事務所）の所在地又は個人の住所が変更されますので、次のような場合には、管轄の法務局に変更登記の申請をしていただくことになっています。

変更登記の申請をしないと登記簿上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、資格証明や印鑑証明を請求する際に支障となる場合がありますので、速やかに申請してください。

2 このような場合に手続きが必要です

- (1) 会社の「本店」、「支店」の所在地又は会社以外の法人の「主たる事務所」、「従たる事務所」の所在地の表示が変更になった場合
- (2) 株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役及び監査役、合名会社、合資会社、合同会社の社員、支配人を置いた営業所及び支配人の住所、一般社団・財団法人の代表する理事や協同組合の代表理事等登記されている各種法人の代表者の住所の表示が変更になった場合

3 会社等変更登記の期間（いつまでに）

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 本店（主たる事務所）所在地においては | 2週間以内 |
| (2) 支店（従たる事務所）所在地においては | 3週間以内 |

4 登録免許税

登録免許税は、通常登録免許税が課せられる会社及び一部の法人であっても「住居表示実施証明書」を添付すれば免除されます。

※ 住居表示実施証明書は、お配りした枚数に不足がある場合、必要な枚数を**無料で発行**いたしますので、**市役所市民課**までご連絡ください。

（南・北出張所、各総合事務所では取り扱っておりません。）

5 本店等の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続

- ① 新潟県内の本店所在地の管轄法務局は新潟地方法務局となりますので、申請する場合は、**会社変更登記申請書**に必要事項を記載し、同封の**「住居表示実施証明書」**を添付して**新潟地方法務局（法人登記部門）へ提出**してください。

（郵送でも差し支えありません。その際には「法人登記申請書在中」と明記し書留郵便等でお送りください。）

- ② 支店等が新潟県以外にある場合は、①の**申請書**に「支店所在地とそれを管轄する法務局名」、「支店所在地での登記すべき事項」を記入し、手数料として支店所在地を管轄する法務局1庁当たり300円の収入印紙を貼れば、1回の申請で全ての法務局での登記が完了します。（これを本支店一括申請といいます）

※ 登録免許税は不要ですが、手数料は必要です。

(2) 例

① 支店等がない場合

『〇〇商事株式会社』の所在地が、住居表示実施後、「上越市大字今泉123番地4」から「上越市大和五丁目4番3号」に変更になった場合、（記載例1…7ページ参照）手続きに必要な書類等は、次のとおりです。

ア 必要書類	会社変更登記申請書	1通
	住居表示実施証明書	1通

※委任状 1通 （代理人が申請する場合のみ必要。記載例5…11ページ参照）

イ 申請人 代表取締役

ウ 登記期間 2週間以内

エ 申請書提出先 新潟地方法務局

② 支店等がある場合

『〇〇商事株式会社』の所在地が、住居表示実施後、「上越市大字今泉2345番地6」から「上越市大和五丁目2番3号」に変更になった場合、新潟地方法務局管轄外の（例えば）「横浜市〇〇区〇町〇番地」にある『〇〇商事株式会社横浜支店』における手続きに必要な書類等は、次のとおりです。

A 本店における手続き（記載例2…8ページ参照）

手続きに必要な書類と申請書提出先は①と同じです。

手数料として300円の収入印紙を申請書に貼ってください。

（記載例4…10ページ参照） ※ 収入印紙に割印は必要ありません。

B 支店における手続き

新潟地方法務局での登記完了後、新潟地方法務局から横浜地方法務局へ通知書が送信され、横浜地方法務局での登記が完了します。

※ 本店・支店とも今回の住居表示実施区域内にある場合は、同一の会社変更登記申請書で申請できます。この場合、住居表示実施証明書は、本店・支店分それぞれ添付してください。

※ 本店・支店とも新潟県内にあり、本店のみ今回の住居表示実施区域内にある場合その支店における手続きの必要はありません。

6 支店等の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続

- ① 「**会社変更登記申請書**」と「**住居表示実施証明書**」を本店に送ります。
 - ② 本店で①の書類に記入して本店所在地の管轄法務局に申請します。本店が新潟県外にある場合は、本支店一括申請の方法により申請すると、新潟地方法務局での支店変更登記も完了します。手数料は300円です。
- ※ 本店・支店とも新潟県内にあり、支店のみ今回の住居表示実施区域内にある場合は、新潟地方法務局法人登記部門への手続で完了します。

(2) 例

『△△商事株式会社上越支店』の所在地が、住居表示実施後、「上越市大字今泉2345番地6」から「上越市大和五丁目2番3号」に変更になった場合

- ☆ 本店（東京都千代田区永田町五丁目6番7号）
- ☆ 上越市にある支店（上越市大和五丁目2番3号）
- ☆ 他市及び他県にある支店（新潟市〇〇区△△町〇〇番地、横浜市〇〇区〇〇町〇番地）は、手続の必要はありません。

① 本店における必要書類等（記載例3…9ページ参照）

ア 必要書類	会社変更登記申請書	1通
	住居表示実施証明書	1通
	※委任状1通（代理人が申請する場合のみ必要） （記載例5…11ページ参照）	
イ 申請人	代表取締役	
ウ 登記期間	2週間以内	
エ 申請書提出先	本店所在地管轄法務局（東京法務局）	
オ 登記手数料	300円	
	収入印紙を申請書に貼ってください。 （記載例4…10ページ参照） ※収入印紙には割印は必要ありません	

② 上越市にある支店における手続

東京法務局での登記完了後、東京法務局から新潟地方法務局へ通知書が送信され、新潟地方法務局での登記が完了します。

7 代表者の住所の変更は

(1) 手続

- ① 「**会社変更登記申請書**」と代表者の「**住居表示実施証明書**」を本店所在地の管轄法務局である新潟地方法務局へ提出してください。
- ② 支店においては代表者の住所変更の必要はありません。

(2) 例

上越市〇〇町に本店があり、〇〇県△△市〇〇町〇番地に支店がある『〇〇商事株式会社』の代表取締役「上越一郎」さんの住所が、「上越市大字今泉123番地4」から「上越市大和五丁目4番3号」に変更になった場合、手続に必要な書類等は、次のとおりです。

- ① 本店における必要書類等（記載例1…7ページ参照）

ア 必要書類	会社変更登記申請書	1通
	代表者の 住居表示実施証明書	1通
	※委任状	1通（代理人が申請する場合のみ必要） （記載例5…11ページ参照）

イ 申請人 代表取締役

ウ 登記期間 2週間以内

エ 申請書提出先 新潟地方法務局

※ 本店所在地と代表取締役住所の両方とも今回変更になる場合は、1つの申請書に両方とも記載しても差し支えありません。

- ② 支店における手続の必要はありません。

8 法人所有の不動産等の名義人住所の変更は

会社等の本店の所在地の表示が変更になった場合で、その会社等が土地建物等の不動産・財団等を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を所有している場合は変更登記の申請をしてください。

(1) 手続

「登記申請書」に必要事項を記載し不動産所在地の管轄法務局へ提出してください。

※ 履歴全部事項証明書は法務局上越支局でも取得できます。1通 600円です。

(2) 例

『〇〇商事株式会社』の所在地が、住居表示実施後、「上越市大字今泉2345番地6」から「上越市大和五丁目2番3号」に変更になり、かつ不動産を法人が所有している場合、手続に必要な書類等は、次のとおりです。

① 本店の所在地変更手続

※ 必ず会社等の変更登記を先に済ませてから手続を行ってください。

② 所有不動産の「名義人住所」の変更（記載例6…12ページ参照）

ア 必要書類

- ・ 登記申請書 1通
- ・ 委任状（代理人申請の場合） 1通
- ・ 履歴事項証明書（作成後1ヵ月以内） 1通 又は会社法人番号の記載
- ・ 非課税証明書（住居表示実施証明書） 1通

イ 申請人 代表取締役

ウ 登記期間 期間の定めはありません。

エ 申請書提出先 不動産を管轄する法務局（支局、出張所）

(3) 注意事項

- ・ 不動産の所在地により、登記申請書の提出先が異なります。法務局の管轄は、法務局ホームページでご確認ください。
- ・ ご自身で登記申請を検討されている方は、事前相談が必要となります。ご不明な点や電話予約は、新潟地方法務局上越支局 025-525-4181（登記部門 直通電話）までお問合せください。

9 申請書記載にあたってのお願い

- ① 申請書はA 4 の用紙に記載し、添付書類とともに左綴じにして提出してください。
紙質は長期間保存（30年以上）できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
- ② 申請書には法務局で受付番号シールを貼りますので、1枚目は上部に5cmの余白を設けてください。
- ③ 文字は、パソコンで作成するか、インク、黒色ボールペン等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- ④ 申請書の参考様式は法務省のホームページからダウンロードできます。
- ⑤ 郵送による申請も可能です。封筒の表に「不動産又は法人登記申請書在中」と記載の上、書留郵便等で送付して下さい。返信用の封筒は、返信先の住所、氏名を記載し、簡易書留分の切手を貼ってください。（ただし、登記識別情報通知を含まない場合）
- ⑥ 法務局の住所は次のとおりです。

<商業・法人>

- ・新潟地方法務局 法人登記部門
〒951-8504 新潟市中央区西大畑町 5191 番地 電話 025-226-0955

<不動産>

- ・新潟地方法務局 上越支局
〒943-0805 上越市木田二丁目 15 番 7 号 電話 025-525-4181（登記部門）

※その他の法務局は法務局ホームページをご覧ください。

10 登記申請書の記載例

<記載例1> 本店の所在（または代表者の住所）が変更になった場合に本店所在地の法務局で行う登記の例

株式会社変更登記申請書

- 1 商号 ○○商事株式会社（登記されている会社の名称）
- 1 本店 新潟県上越市大字今泉123番地4（本店の旧住所）
- 1 登記の事由 住居表示実施による本店所在地の変更
（住居表示実施による代表取締役の住所変更）
- 1 登記すべき事項
（本店の場合）
平成30年12月1日住居表示実施
変更後の本店 新潟県上越市大和五丁目4番3号（新住所を記入）
- （代表取締役の住所の場合）
平成30年12月1日住居表示実施
代表取締役 上越一郎の住所 新潟県上越市大和五丁目4番3号（新住所を記入）
- 1 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除
- 1 添付書類 変更証明書 1通 ※ 市役所発行の住居表示実施証明書
（本店と会社代表者両方の住所変更を申請する場合は、本店と代表者それぞれ1通ずつの住居表示実施証明書が必要です。）
委任状 1通（代理人が申請する場合のみ必要）
（記載例5…11ページ参照）

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日（法務局への提出日を記入）

申請人 本店 新潟県上越市大和五丁目4番3号（会社の新住所）
商号 ○○商事株式会社（会社の名称）

代表取締役 住所 新潟県上越市大和五丁目4番3号（代表者の新住所）
氏名 上越一郎 ㊟（法務局に届出しているものを押印。代理人で申請する場合は押印不要）

連絡先の電話番号 ○○○○-○○-○○○○

会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○

新潟地方法務局 御中（申請書を提出する法務局）

申請代理人

住所 上越市□□町○○番地

（委任状を添付した場合のみ記入。委任状には法務局に届出している印鑑を押印してください。）

氏名 頸城 太郎 ㊟

<記載例 2> 本店の所在が変更になった場合に支店分も併せて本店所在地の法務局で行う登記の例
(本支店一括申請)

株式会社変更登記申請書

- 1 商号 ○○商事株式会社 (登記されている会社の名称)
- 1 本店 新潟県上越市大字今泉 2 3 4 5 番地 6 (本店の旧住所)
- 1 支店 ○○県△△市○○町○番地 (○○地方法務局管轄)
- 1 登記の事由 住居表示実施による本店の変更
- 1 登記すべき事項
(本店所在地登記所)
平成 3 0 年 1 2 月 1 日住居表示実施
本店 新潟県上越市大和五丁目 2 番 3 号 (本店の新住所を記入)
(支店所在地登記所)
平成 3 0 年 1 2 月 1 日住居表示実施
本店 新潟県上越市大字今泉 2 3 4 5 番地 6 を
新潟県上越市大和五丁目 2 番 3 号 に変更
- 1 登録免許税 登録免許税法第 5 条第 4 号により免除
- 1 登記手数料 3 0 0 円
- 1 添付書類 変更証明書 1 通 ※ 市役所発行の住居表示実施証明書
委任状 1 通 (代理人が申請する場合のみ必要)
(記載例 5… 1 1 ページ参照)

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日 (法務局への提出日を記入)

申請人 本店 新潟県上越市大和五丁目 2 番 3 号 (会社の新住所)

商号 ○○商事株式会社 (会社の名称)

代表取締役 住所 新潟県上越市大和五丁目 2 番 3 号 (代表者の新住所)

氏名 上越 一郎 ㊞ (法務局に届出しているものを押印。代理人で申請する場合は押印不要)

連絡先の電話番号 ○○○○-○○-○○○○

会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○

新潟地方法務局 御中 (申請書を提出する法務局)

申請代理人

住所 上越市□□町○○番地

(委任状を添付した場合のみ記入。委任状には法務局に届出している印鑑を押印してください。)

氏名 頸城 太郎 ㊞

<記載例 3> 支店の所在が変更になった場合に本店所在地の法務局で行う登記の例
(本支店一括申請)

株式会社変更登記申請書

- 1 商号 △△商事株式会社（登記されている会社の名称）
- 1 本店 東京都千代田区永田町五丁目6番7号
- 1 支店 新潟県上越市大字今泉2345番地6（新潟地方法務局管轄）
- 1 登記の事由 住居表示実施による支店の変更
- 1 登記すべき事項
（本店所在地登記所）
平成30年12月1日住居表示実施
新潟県上越市大字今泉2345番地6の支店の変更（支店の旧住所）
変更後の支店 新潟県上越市大和五丁目2番3号（支店の新住所）
- （支店所在地登記所）
平成30年12月1日住居表示実施
新潟県上越市大字今泉2345番地6の支店を
新潟県上越市大和五丁目2番3号に変更
- 1 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除
- 1 登記手数料 300円
- 1 添付書類 変更証明書 1通 ※ 市役所発行の住居表示実施証明書
委任状 1通（代理人が申請する場合のみ必要）
（記載例5…11ページ参照）

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日（法務局への提出日を記入）

申請人 本店 東京都千代田区永田町五丁目6番7号

商号 △△商事株式会社

代表取締役 住所 東京都港区南青山〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 田中 一郎 ㊟（法務局に届出しているものを押印。代理人で申請
する場合は押印不要）

連絡先の電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

東京法務局 御中（申請書を提出する法務局）

申請代理人

住所 上越市〇〇町〇〇番地

（委任状を添付した場合のみ記入。委任状には法務局に届出している印鑑を
押印してください。）

氏名 頸城 太郎 ㊟

<記載例 4> 本支店一括申請する際の収入印紙（手数料）貼付台紙

収入印紙貼付台紙



(注) 収入印紙には割印は不要です。

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む）は、各ページに契印してください。

契印には、申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を使用してください。

委 任 状

私は、上越市□□町○○番地 頸城太郎 に下記のことを委任します。

記

平成30年12月1日住居表示実施に伴う本店及び代表取締役の住所（変更する事由を具体的に記載）変更登記を管轄法務局に代理して申請する一切の権限

平成 年 月 日
（委任した日を記入）

（本店又は主たる事務所） 新潟県上越市大和五丁目2番3号
（新住所を記入）

（商号又は名称） ○○商事株式会社

（代表者の資格・氏名） 代表取締役 上越一郎 ⑩
（法務局に届けてある印を押印してください。）

<記載例 6> 新潟県上越市大字今泉 2 3 4 5 番 6 の土地・建物を所有している〇〇商事株式会社の所在地の表示が大和五丁目 2 番 3 号に変更になった場合。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
原 因 平成 3 0 年 1 2 月 1 日住居表示実施
変更後の事項 本 店 新潟県上越市大和五丁目 2 番 3 号
申 請 人 新潟県上越市大和五丁目 2 番 3 号
〇〇商事株式会社
代表取締役 上越 一郎 ⑩

共有の場合、変更後の事項に「共有者〇〇商事株式会社の本店」と記載する。

連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

添付書類 委任状（代理人申請の場合）
履歴事項証明書または会社法人等番号
非課税証明書（住居表示証明書）

会社法人等番号を記載してください。
これにより会社の履歴事項証明書（作成後 1 カ月以内）の添付を省略できます。

平成 年 月 日申請 新潟地方法務局上越支局

登録免許税 登録免許税法 5 条第 4 号により免除

不動産の表示

所 在 上越市大和五丁目
地 番 2 3 4 5 番 6
地 目 宅 地
地 積 1 2 3 0 . 5 0 m²

所 在 上越市大和五丁目 2 3 4 5 番地 6
家屋番号 2 3 4 5 番 6
種 類 事務所
構 造 木造 スレートぶき 2 階建
床面積 1 階 1 6 5 . 3 6 m²
2 階 5 8 . 3 8 m²

※登記事項証明書のとおり正確に記載してください。

○住居表示についてのお問い合わせ

〒943-8601

上越市木田一丁目1番3号

上越市役所 自治・市民環境部 市民課

電話 526-5111 内線 1135

○会社等の変更登記についてのお問い合わせ

〒951-8504

新潟市中央区西大畑町5191番地

新潟地方法務局 法人登記部門

電話 025-226-0955